

第 2 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（報告案件）

令和 6 年 2 月 2 日提出

案件担当等 部 課	保健福祉部健康づくり課
案件名称	みうら食育推進計画（第 3 次三浦市食育推進計画）の策定について
部門経営 会議で 審議した日	令和 6 年 2 月 2 日
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>報告事項</p> <p>みうら食育推進計画（第 3 次三浦市食育推進計画）を別紙のとおり策定することについて、生活支援政策経営会議において審議し、決定した。</p> <p>また、本計画の策定に当たっては、三浦食育推進連絡会による承認、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部栄養学科および鎌倉保健福祉事務所三崎センターへの意見聴取を経た後、パブリックコメントを実施し、意見募集を行った。</p> <p>なお、本計画は令和 6 年第 1 回三浦市議会定例会に報告する予定である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）第 18 条において『市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない』旨規定されている。</p> <p>このことをうけ平成 22 年 3 月に「三浦市食育推進計画」、その後、「みうら食育推進計画（第 2 次三浦市食育推進計画）」を策定し、「食」に関わる関係機関、団体と連携しながら、「食」に対する関心・意識を育むことを推進してきました。第 2 次計画が令和 5 年度に期間満了となるため、（国の計画「健康日本 21」の期間が 1 年延長されたため本計画も 1 年延長し、平成 30 年度から令和 5 年の計画とした。）</p>	

第2次計画の検証と評価を行い、さらなる食育の推進を目標に、みうら食育推進計画（第3次三浦市食育推進計画）を策定した。

総合計画及び予算との関係

総合計画 大綱3 住み心地のよい都市をめざして  
目標5 安全で安心な生活環境づくり  
施策1 市民の「健康力」の増進支援

備考 説明員 江原健康づくり課長  
佐藤健康づくり課健康支援主査